

枚方市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅移転補強事業補助金交付要綱事務要領

第1 趣旨

この要領は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号。以下「規則」という）及び枚方市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅移転補強事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅移転補強事業補助金（以下「補助金」という。）の交付手続きについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、要綱に定める定義と同一とする。

第3 交付の申込み

規則第5条第1項に規定する補助金の交付の申込みは、補助対象行為に着手する前までに、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅移転補強事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

2 前項の申込みにあたっては、様式第1号に掲げる書類を添えて行うものとする。

第4 決定の通知

規則第8条第1項に規定する補助金の交付決定の通知は、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅移転補強事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

第5 申込みの取下げ

規則第9条第1項に規定する補助金の交付に係る申込みの取下げは、補助金交付申請取下げ届（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の規定による申請の取下げは、第4の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

第6 補助対象行為の内容の変更等の手続き

規則第12条第1項に規定する補助対象行為の内容の変更等の承諾の申し出は、補助金交付申請事項変更・中止承認申請書（様式第4号）により行い、同項第1号に定める場合には、変更後の市長が必要と認める書類を添付するものとする。

2 市長は、規則第12条第1項に規定する補助対象行為の内容の変更等の承諾の申し出があったときは、補助金交付申請額変更・中止承認通知書（様式第5号）により、結果を補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）に通知するものとする。

第7 補助対象行為の着手等

要綱第6条第1項に規定する補助事業着手の届出は、補助対象行為着手届（様式第6号）に契約書の写しを添えて行うものとする。なお、着手とは、補助対象者が除却工事施工者や設計者等と、補助対象行為について書面によって契約を締結することをいう。

第8 補助対象行為の実績報告

規則第15条第1項に規定する補助対象行為の実績の報告は、補助対象行為が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助対象行為実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告にあたっては、様式第7号に掲げる書類を添えて行うものとする。

第9 補助金の額の確定

規則第16条第3項の規定による補助金額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

第10 補助金の請求

規則第16条第4項の規定による補助金の交付の請求は、前条の規定による通知を受けたとき後、速やかに、補助金交付請求書（様式第9号）により行うものとする。

第11 補助金の交付の決定の取消し等

市長は、規則第18条の規定により補助金の交付決定の取消し等を行うときは、補助金交付決定取消等通知書（様式第10号）により、補助対象者に通知するものとする。

第12 補助金の返還等

市長は、規則第19条の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助金返還請求通知書（様式第11号）により行うものとする。

第13 特別な場合の措置

この要領によりがたい場合の取り扱いは、そのつど市長が定める。

附 則

この要領は平成28年12月1日から施行する。